

地域災害拠点病院に指定されました

本院は、平成 30 年 3 月 30 日(金)「地域災害拠点病院」に指定され、県庁にて交付式が行われました。

交付式では冒頭、沖縄県保健医療部砂川部長より「地域災害拠点病院は自らが被災しても迅速に災害医療を再開し、地域における災害時の医療救護活動の中心となる病院である。」との説明がありました。

出張中の藤田病院長に代わり久木田救急部長が交付を受け、席上「沖縄県は島嶼県であり、大規模災害時は県内医療機関のみで対応せざるを得ない時期も想定せねばならない特殊な事情があると思います。地域災害拠点病院としていざとなれば、病院を挙げて、災害医療に取り組む備えを整え、今後もその機能を高めていくよう努め、他の医療機関、県庁と協力して県民の安心に資する地域災害拠点を備えて参ります。」と抱負が述べました。



地域災害拠点病院指定書の交付を受けて
(右から久木田救急部長、砂川保健医療部長、
赤崎南部徳洲会病院長)



地域災害拠点病院指定書